

平成 19 年 12 月 3 日

中央教育審議会

教育振興基本計画特別部会長 三村明夫様

各障害種別全国 P T A 連合会会長連絡協議会

このたび、障害のある児童生徒が在籍する特別支援学校の P T A に対しまして、意見を提出する機会をいただいたことに感謝するとともに障害のある子どもを持つ保護者の立場から意見を提出させていただきます。

検討に当たっての基本的な考え方について（案）

○我が国の教育の成果と現状で、最近学力テストの結果が公表になったが、我が国の児童生徒の学力、基本的学力はあるが、応用力が弱いと言う結果が出ている。国の行く方向と思うと、応用力、創造力の強化は大切である。そのことについての記述があるとよい。

○教育の使命について

教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸張り、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものである。とあるが、全く同感である。人間が幸福な生涯を送るために、特に教育すべき重要なことは以下の 3 点かと思う。

人格をいかに完成させるか。

人格の完成した人はどのような人なのか論議を深め、提言して欲しい。このことについて研究をし、一般国民に示して欲しいと思う。また、家庭でも、教育の場でもこのことを話題とする機会を意識して作る事が大切だと思う。例として他人を思いやれる人、善悪の判断能力のある人とは？どのように自己実現をしていくか等。

善良な人間を生み出す良い家庭をいかに作り上げるか。

社会の基本は家庭であるので、家庭力をいかにつけるかが課題。親は自分の子どもを自己中心な子どもに育てていないかあるいは育てていないかを点検する。他人に対する思いやりを教えているか。物を大切にしているか。親も尊敬される努力をしているか。子どもに対し、放任や過干渉になっていないか。子どもの適性を認めているか等のチェックと、家庭の役割について学び合うことの、必要性を感じる。

国家間の調和、自然界との調和、科学、経済、道德面の調和について意識し、研究できる人材の育成が大切となると思う。

以上の 3 点は基本ではないかと思われるので、教育の理念においても、現場においても子どもの年齢、状況と問わず意識して、教育に当たっていただきたい。

現在の教育は、形作って魂入れずになっていることが多いのではないだろうか？親も子も、利便性を求めすぎていないか？易きに流れていないだろうか？また、与えられすぎていないか？本当に学びたいと思っているか？何を学びたいと思っているのか？と振り返ることが必要な場合も多くないだろうか。子ども一人一人が自分の中のニーズに気づくことが必要だと思う。気付かせる場、時を設定する必要があると思う。

教養の厚みを備えた知性溢れる人間の養成について触れられているが、教養の厚みについての説明が欲しい。教養とは知識によって養われたものとあるが、知識は学問からのみ、得るのではなく経験による知識もあると思うので今まで同様、経験を重視した教育をする場を積極的に設定して欲しい。高学歴を追求するもののみが素晴らしいのではなく、経験によるスペシャリストとなることを追求する人間の養成についても考えてほしい。

全ての人は自分も他者も、唯一無二でかけがえのない一人一人であるという誇りと自信そして、愛情を持たせる教育でなければならないと思う。知育偏重に走らず徳育・体育にも力を注ぐ教育であって欲しい。

- 1（3）教育基本法の改正では、画期的なことは教育の機会均等で障害のある方々の教育にふれたことである。このことは、今までの教育の概念から大きく舵を切り、特別支援教育の重要性を認識したことと言える。そこで、ここに、少しでも特別支援教育について記述されるよう要望したい。
- 今後の10年間に予想される社会の変化で、今後も非正規雇用の増大や、成果主義等が、更に進むと予想しているが、現在においても相当進んできている。今、見直しの機運が、政府等も含め様々に起きている。その点も踏まえると、対応だけでなく積極的に状況を転換していく視点での記述をしていただきたい。
- 今後の教育施策の目指すべき基本方向の で、教員や教育委員会の役割等についても基本的な考え方は記載していただきたい。重点事項では、相当のスペースで記載されている。

重点的に取り組むべき事項について

○教員の大量退職、そして教員希望者の減少傾向が生じている。これは、教育職の魅力が薄れてきていることが原因と考えられる。我が国の未来を担う児童生徒の教育、崇高な仕事で大いなる使命感をもって望んで欲しいところである。しかし、近年の教育現場は、この使命感を持ち児童生徒に向き合えるようになることを期待する。そのためには、教材準備研究を含め真に児童生徒と向き合える時間の確保が大切である。

○「特別支援教育の充実」の後半に、特別支援学校の役割として大きな部分である特別支援教育のセンター的役割についてふれていただきたい。

○「一人一人の教育的ニーズ」の新規性

これまでの障害を有する子どもの教育においても、それぞれの障害の程度が違ふことから、一人一人の教育的ニーズについては、かなり重用視されてきていると考えるが特別支援教育が目指す「一人一人の教育的ニーズ」の新規性が、これまでの文部科学省の通達等を読んでも保護者の側からみれば理解しにくい。

○障害の早期発見と早期教育・指導の重要性

これまでに培われてきたそれぞれの障害における専門性と経験も重視されるべきであり、その例の一つとして聴覚障害の早期発見と早期教育・指導の重要性があげられる。このような点にも十分な配慮がなされるべきである。このことは、平成19年4月1日付の特別支援教育の推進について（文部科学省 通知）の中にある、「特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての充実を図ること。」とも関連する重要な事項である。

○特別支援学校の教育目標や理念の明示

学校教育法の一部改正により、これまでの障害別の学校名から「○○特別支援学校」への名称変更が行われた学校も多くなってきている。この変更により、それぞれの学校の目指す教育内容が学校名からはほとんど読み取れなくなっている。この様な変更が、障害児・生徒の教育実態や内容を社会や一般の人々に理解されにくくする要因になることが懸念される。

学校名を柔軟に考えることやそれぞれの特別支援学校が教育目標や理念をわかりやすい形で明らかにしていく取り組みが推進されるべきであり、このような手段により特別支援教育が社会から充分に理解を得ていくことが必要であると考え。

○障害をもつ生徒の大学進学支援の充実を図っていただきたい

実際に障害をもつ学生の教育に携わった大学教員の立場から希望を申し述べる。これまでの障害児・生徒の教育の成果として、障害を有する高等学校生徒の大学進学希望が増加している。高等教育は多様化しており、これに伴い障害をもつ生徒の進学希望先も多様化している。このニーズに応えることは、本来の教育目的である障害者の社会における貢献を促し、QOL の向上をもたらすものと考えられる。障害者への大学等の受け入れに対する配慮として、目に見えるスロープ等の建設・設置などは進んでいるが、「情報保証制度」のようなソフト的な支援はほとんど進んでいない。また、大学への進学後に適切なサポートを受けられず、苦難な道を歩んでいる障害をもつ学生も少なくない。各大学における障害をもつ学生の受け入れ体制は非常に遅れており、経済的な支援も充分ではなく、親の経済的負担を強いられる場合もある。私学助成の特別補助において、障害者の受け入れに対する補助は大学当たりの人数で、大学全体の学生数に対しての考慮はなされていない。また、1 - 5 人までは同額であり、個別の学生に対する配慮が不足している。また、国立大学法人における障害者の入学に対する支援も、かなり立ち後れている。このような点から、障害をもつ生徒の大学進学支援の多様化と充実を盛り込んでいただきたい。